

所有者の所在の把握が難しい土地への対応について

～ 取り組み状況等について ～

(公社)日本不動産鑑定士協会連合会

(公社)日本不動産鑑定士協会連合会(以下、「本会」という。)では、不動産鑑定士という専門職業家の全国団体として、所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用を推進すべく、以下のとおり対応を図っています。

I. 本会の支援業務について

●専門職業家・不動産鑑定士としての支援業務

- ・不動産鑑定士にしかできない支援としての不動産の鑑定評価業務

●不動産鑑定士としての専門性を活かして行う支援業務

1. 不動産の利用や取引等に関する相談業務
2. 鑑定評価等業務に関連する情報収集・調査分析に係る業務
 - ※ 不動産鑑定評価業務は、大きく「鑑定評価業務」と「隣接・周辺業務」に分けられることから、支援業務を区分して支援を行います。

●一般国民への周知・啓発活動等に係る支援業務

一般国民に対して、所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用に係る取り組みについて周知を図るために、また、今後、所有者の所在の把握が難しい土地を増加させないための取り組みとして、本会の 47 都道府県不動産鑑定士協会(以下「士協会」という。)の組織を活用して、次の支援活動等を行います。

1. 一般国民への周知・PR を図るための活動及び啓発活動
2. 無料相談の実施(定例の無料相談会及び不動産鑑定相談所の活用)

●その他

本会においては、今後、不動産鑑定士が行っても差し支えのない、法令上問題のない支援業務について、必要に応じて支援対応を図って参ります(例